

第80期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- 会社の新株予約権等に関する事項…………… 1
- 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要…………… 2

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書…………… 5
- 連結注記表…………… 6

計算書類

- 株主資本等変動計算書…………… 14
- 個別注記表…………… 15

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

住友林業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://sfc.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間	保有している人数
住友林業株式会社 平成27年度 新株予約権 (株式報酬型)	2015年 8月20日	222個	当社普通株式 22,200株	1株当たり 1,233円	1株当たり 1円	2015年 8月21日から 2035年 8月20日まで	6名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成28年度 新株予約権 (株式報酬型)	2016年 8月19日	267個	当社普通株式 26,700株	1株当たり 1,092円	1株当たり 1円	2016年 8月20日から 2036年 8月19日まで	8名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成29年度 新株予約権 (株式報酬型)	2017年 8月18日	249個	当社普通株式 24,900株	1株当たり 1,256円	1株当たり 1円	2017年 8月19日から 2037年 8月18日まで	8名 (社外取締役 を除く)

(注) 取締役が保有している新株予約権の一部には、取締役が執行役員在任時に割り当てられたものが含まれています。

(2) その他新株予約権に関する重要な事項

2018年9月27日に当社が発行した2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	転換価額	行使期間	2020年3月31日現在の 新株予約権の数
1,000個	当社普通株式 4,562,043株	1株当たり 2,192円	2018年10月11日から 2023年9月13日まで	1,000個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

<業務の適正を確保するための体制>

(1) 職務執行の基本方針

- ①当社は、元禄年間の創業以来、「営業は信用を重んじ、確実を旨とし」「浮利に趨り、軽進すべからず」などの文に象徴される「住友の事業精神」を経営の根幹としながら、事業は国家や社会をも利するものでなければならぬとする「国土報恩」の理念や、環境に配慮しながら永続的に森林を育成・管理する「保続林業」の事業姿勢を継承しており、このような歴史を背景に、経営理念として『住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。』を掲げ、それを具現化するための行動指針として、以下の5項目を定めている。
 - ・お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
 - ・新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
 - ・多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
 - ・日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
 - ・正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。
- ②当社は、当社グループの役職員が守るべき倫理行動指針や価値観を当社グループ共通の倫理規範等に定めており、これを真摯に実践する。
- ③当社は、反社会的勢力に対して、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することを当社グループの基本方針とし、実践する。

(2) 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの基本方針として、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題のひとつと位置付け、制度・環境の整備を進める。
- ②当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、コンプライアンス推進を目的とするグループ横断型の委員会の設置、外部の法律事務所と総務部長を通報先として当社グループ会社及び協力会社の役職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンス・カウンター）の設置、諸規程の整備等、全社的なコンプライアンス体制の整備を行い、グループを通じた内部統制機能の強化と自浄能力の向上を継続的に図る。
- ③財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関しては、規程類や業務手順標準化に関する書類を整備する。主要部門において財務報告プロセスの適正性及び内部統制システムの有効性に関する検証を行い、内部監査部門がその結果に関する評価を行う体制を構築しており、継続して財務報告の適正性に関する内部統制関連業務の質的改善に努める。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、文書及び情報の管理に関する諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録などの法定書類、その他重要な意思決定に関する稟議書など重要書類の記録及び保存を適切に行う。
- ②当社は、ITを利用した情報の保管・閲覧・共有機能の向上に努める。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、内部統制と一体化したリスク管理体制の確立を念頭に、リスク管理に関する規程の整備を行うと同時に、リスク管理に関する委員会を設置し、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、当社グループのリスク管理体制の整備・強化を継続的に進める。
- ②リスク管理に関する委員会は、想定されるリスクに関する対応状況について、その進捗を管理するとともに、定期的に当社の取締役会及び監査役に報告を行う。
- ③当社は、当社グループ内で発生する重大な緊急事態について、当社グループの役職員が速やかに当社の経営トップに報告する「2時間ルール」の適正な運用に努め、損失リスクの回避・軽減を図る体制強化を継続的に図る。
- ④当社は、大規模災害、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続による損失軽減を図ることを目的とした事業継続計画（BCP）の策定を含む事業継続マネジメント（BCM）を推進することにより、有事に即応できる体制を構築する。また、子会社に対しても、BCMの推進について必要な指導及び助言等を行う。

(5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度の採用により、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、少人数のメンバーで構成される取締役会が迅速な意思決定を行える体制としている。各執行役員は、取締役会の指揮監督のもと、業務執行の責任者として各担当業務を効率的に執行する。
- ②当社は、事業環境の変化に応じた迅速な意思決定と権限配置の最適化を目的に、取締役会附議基準、職務権限規程などの見直しを適切に行う。

- ③当社は、グループを含めた長期経営計画に基づき、中期経営計画及び年度予算において事業領域ごとに達成すべき目標とそれを実現する具体的施策について定め、経営資源を適正かつ効率的に配分することでそれらの実現に努める。
- ④当社は、社内規程に基づき、当社内に個々の子会社を担当する主管部門を定めており、主管部門の役職員を子会社の役員に就任させること等で、経営上の施策について適切な進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進める。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、主管部門を通じて、当社取締役会において、子会社における経営上の重要事項の附議、業務執行についての報告を行わせることを義務付けることにより、企業集団全体に対する統制と牽制を行う。
- ②当社は、企業集団全体の内部統制を実効性あるものにするため、子会社各社において規程の整備を行い、また、各社の状況を考慮しながら内部監査部門を設置するなど、各社の自律的な内部統制環境の整備を進める。
- ③当社は、当社内部監査部門及び主管部門等を通じた子会社各社への牽制機能の強化等、コンプライアンス体制強化も含めた子会社への監視・監督機能の質的改善を継続的に推進する。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社の代表取締役又は取締役会は、監査役と協議の上、監査役の補助使用人として適切な人材を配置し、その異動、人事評価、懲戒処分を行う場合は、監査役の同意を要する。
- ②当社の監査役は、必要に応じ補助使用人を指揮して監査業務を行う。
- ③当社の監査役は、補助使用人の独立性が不当に制限されることのないよう、当社の代表取締役又は取締役会に対して必要な要請を行う。代表取締役又は取締役会は、当該要請に対して、適切な措置を講じる。
- (8) 当社の取締役・使用人及び当社の子会社の取締役等・監査役・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ①当社の監査役は、当社における重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するため、当社の取締役会のほか必要に応じて、当社の経営会議などの主要な会議に出席する。
- ②当社グループの役職員は、当社の監査役から職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行う。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、当社の監査役に報告する。
- ③当社の監査役は、当社グループのコンプライアンス、リスク管理の活動状況及び内部監査結果について、当社の内部監査部門等から定期的に報告を受け、これらが有効に機能しているかを監視し検証する。
- ④当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うと同時に、監査の実効性が保たれるよう監査環境の整備に努める。
- ⑤当社は、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性向上と情報交換を目的としたグループ監査役会を定期的に開催する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社グループの役職員が当社の監査役に対して前号の報告をした場合、当該報告者に対して、不利益な取扱いを行わない体制を社内規程等により整備するほか、当該報告者及びその内容について、厳重な情報管理体制を整備するとともに、子会社に対しては、その旨を周知徹底する。
- (10) 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役会は、当社の監査役等の職務の執行上必要な費用を当社の予算に計上する。また、当社の監査役が職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。当社代表取締役又は取締役会は、これらの内容に対して適切な措置を講じる。
- (11) その他当社の監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の監査役会は、重要な意思決定の過程について、当社の社外取締役と情報交換及び連携することにより、監査の実効性の確保に努める。
- ②当社の監査役会は、監査の実効性を一層確保すべく、会計監査人と定期的に情報交換を行う。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

（１）リスク管理及びコンプライアンス体制

- ①当社は、リスク管理に関する委員会を３ヶ月に１回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議しています。また、この委員会の配下には、コンプライアンス及び事業継続マネジメント（BCM）に関する２つの小委員会を設置し、グループ横断的なリスクと位置付けるコンプライアンスリスクと事業中断リスクについて、対応の実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施するなど、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。当期は、リスク管理に関する委員会を４回、コンプライアンスに関する小委員会を２回、BCMに関する小委員会を４回開催し、取締役会への報告を４回実施しました。
- ②コンプライアンス強化の取り組みとしては、コンプライアンスに関する小委員会において、許認可事業を始めとする法令の要求事項について一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善を図りました。また、内部通報窓口であるコンプライアンス・カウンターにおいては、通報内容に対して適切に対応しました。
- ③BCM推進の取り組みとしては、安否確認・情報連絡訓練を１回、大規模地震対応模擬訓練を１回、災害対策本部要員向け模擬訓練を１回、災害発生時の初動対応・救助訓練を１回実施しました。
- ④財務報告の適正性に関する内部統制については、財務報告に係る内部統制に関する社内規程等に基づき、内部監査部門が対象となる各部門及び子会社の評価作業を継続的に実施しました。

（２）取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ①当社は執行役員制度を導入しており、意思決定・監督機能については、取締役会（当期は15回開催）において、重要事項に関する意思決定並びに中期経営計画・年度予算の進捗状況及び業績を確認するなど、業務執行の監督機能強化に努めました。業務執行機能については、執行役員会（当期は12回開催）において、業務執行の進捗状況に関する報告、社長からの業務執行方針の指示・伝達等を行いました。
- ②当社は、主管部門の役職員が子会社の役員に就任することなどにより、経営上の施策について進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進めました。

（３）企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、取締役会附議基準や関係会社管理規程に基づき、主管部門を通じて、子会社における経営上の重要事項を当社取締役会で附議したほか、業務執行について報告を受けました。
- ②当社内部監査部門は、関係会社管理規程に基づき、定期的に子会社監査を実施し、指摘すべき事項が発見された場合は、改善指導及び確認を行いました。

（４）監査役の監査体制

- ①当社は監査役の補助使用人として、検査役監査役付（主要部門の上級管理職が兼務）10名を配置し、毎月、検査役報告会を開催しています。検査役報告会では、監査役は検査役から業務検査状況の報告を受け、監査業務を実施しました。
- ②当社の監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、経営判断のプロセスに関する正確な情報を適時に入手することができる体制を構築しています。監査役監査の実効性を向上させるため、会計監査人のほか、内部監査部門との連携を図っています。また、リスク管理・コンプライアンス、会計、労務を担当する各部門から定期的に報告を受け、内部統制が有効に機能しているかの監視・検証を行いました。さらに、主要な子会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役会を当期は6回開催し、グループ経営の執行状況に対する監視機能強化に努めました。
- ③当社の監査役会は、月例の監査役会に合わせて、経営会議の議事内容について担当執行役員が監査役及び社外取締役に対して説明する場を設け、意見交換を行っています。また、監査役と代表取締役との間においても、四半期毎に意見交換を行っています。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 株 己 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 減 損	繰 上 延 び 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	32,752	22,247	241,427	△2,337	294,088	25,196	752	△1,733	17	24,232	135	35,034	353,489	
会計方針の変更による累積的影響額			△6,437		△6,437								△6,437	
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,752	22,247	234,990	△2,337	287,651	25,196	752	△1,733	17	24,232	135	35,034	347,052	
連結会計年度中の変動額														
新株の発行	26	26			52								52	
新株の発行（新株予約権の行使）	8	8			15								15	
剰余金の配当			△7,297		△7,297								△7,297	
親会社株主に帰属する当期純利益			27,853		27,853								27,853	
自己株式の取得				△2	△2								△2	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△991			△991								△991	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						△8,354	1,778	△2,507	65	△9,017	△15	△586	△9,619	
連結会計年度中の変動額合計	34	△957	20,555	△2	19,630	△8,354	1,778	△2,507	65	△9,017	△15	△586	10,012	
当期末残高	32,786	21,290	255,545	△2,339	307,282	16,842	2,531	△4,240	82	15,215	120	34,448	357,064	

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲に含まれている子会社は244社であります。主要な連結子会社の名称は、住友林業クレスト㈱、住友林業レジデンシャル㈱、住友林業緑化㈱、住友林業ホームエンジニアリング㈱、住友林業ホームテック㈱、紋別バイオマス発電㈱、Crescent Communities, LLC、Nelson Pine Industries Ltd.、Henley Arch Unit Trust、Henley Arch Pty Ltd.、Edge Utah HoldCo, LLC、MainVue Homes LLC、DRB Enterprises, LLC、Gehan Homes, Ltd. 及びBloomfield Homes, L.P.です。当連結会計年度より、新たに持分を取得したSFKG Property Asia Pte. Ltd. 他48社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社は100社であります。主要な持分法適用の関連会社の名称は、㈱熊谷組です。

当連結会計年度より、新たに持分を取得したPT. Kusumasentral Kencana 他21社を持分法適用の範囲に含めております。

一方、前連結会計年度に持分法適用の関連会社であったMOS Lumber Products Co., Ltd. は持分譲渡に伴い持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社1社及び在外連結子会社211社の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の連結計算書類の作成にあたり、2019年12月31日現在の計算書類を使用しています。また、国内連結子会社2社の決算日は3月20日であり、2020年3月20日現在の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

②デリバティブ … 時価法

③たな卸資産

商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は主として移動平均法による原価法を、未成工事支出金、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は個別法による原価法を採用しております。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、外貨建取引の振当処理をヘッジ対象の貿易取引等に適用しております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段

為替変動リスクに対し、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。

金利変動リスクに対し、金利スワップ取引を利用しております。

③ヘッジ対象

管理規程に定められた方針に基づき、予定取引を含む貿易取引等の一部及び金利変動リスクのある借入金等をヘッジの対象としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引及び通貨スワップ取引については、ヘッジの有効性が高いと認められるため、有効性の評価については省略しております。

金利スワップ取引については、特例処理適用につき、有効性の評価については省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。金額が僅少なものについては、発生年度で償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

主に木材建材事業における国内流通事業に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 工事契約に係る収益認識

住宅・建築事業及び海外住宅・不動産事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準を、工期がごく短い工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 保証サービスに係る収益認識

住宅・建築事業において戸建住宅等の工事契約又は販売契約に基づき、引渡後の無償点検サービスを顧客に提供しております。従来は、当該サービスについて収益を認識しておりませんでした。戸建住宅等の引渡しに係る履行義務と当該サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高が240,302百万円、売上原価が245,901百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ5,599百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が6,437百万円減少しております。

追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の広がり、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。

このため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、連結計算書類等作成時に入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度にわたり影響が生じるとの一定の仮定を置いて最善の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産

(1) 担保提供資産

現金及び預金	314百万円
受取手形及び売掛金	36
完成工事未収入金	766
未成工事支出金	258
販売用不動産	3,237
仕掛販売用不動産	8,048
未収入金	134
建物及び構築物	8,399
機械装置及び運搬具	10,444
土地	2,485
建設仮勘定	2,359
投資有価証券	12,728
その他	1,923
合計	51,131

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,813百万円
長期借入金	22,662
合計	25,475

2. 有形固定資産の減価償却累計額 110,424百万円

3. 保証債務等

金融機関からの借入金等に対する保証

住宅・宅地ローン適用購入者	29,559百万円
Crescent Communitiesグループ	27,322
傘下の関連会社	
荏田バイオマスエナジー㈱	10,578
川崎バイオマス発電㈱	285
合計	67,744

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式総数
普通株式 182,752,036株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 1,326,898株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,648	20.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	3,649	20.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,649	利益剰余金	20.00	2020年3月31日	2020年6月24日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 4,629,343株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、主に短期間で決済される譲渡性預金であります。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引については、当社グループは、通常の外貨建営業取引に係る実績等を踏まえた必要の範囲内で利用し、投機的な取引は行わない方針です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	92,774	92,774	—
(2) 受取手形及び売掛金	123,030	123,030	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	1,458	1,481	23
②関連会社株式	33,815	23,412	△10,403
③その他有価証券	52,211	52,211	—
資産合計	303,287	292,907	△10,380
(4) 支払手形及び買掛金	(109,179)	(109,179)	—
(5) 工事未払金	(83,281)	(83,281)	—
(6) 社債	(90,000)	(89,555)	△445
(7) 長期借入金 (※2)	(132,490)	(131,896)	△594
負債合計	(414,951)	(413,912)	△1,039
(8) デリバティブ取引 (※3)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	29	29	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	3,531	3,531	—
デリバティブ取引合計	3,560	3,560	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価は市場価格に基づき算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(8) デリバティブ取引

先物相場又は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,929百万円)、並びに関連会社株式及び債券(同51,090百万円)につ

いては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域及び海外（主に米国）において、賃貸マンション等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
26,683	25,610

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 期末の時価は、以下によっております。

(1) 国内の主要な不動産については、不動産鑑定士による鑑定評価額、その他の不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

(2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額を採用しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,777円57銭
1株当たり当期純利益	153円54銭

重要な後発事象に関する注記

(コマーシャル・ペーパーの発行)

当社は、流動性資金を確保することを目的として、コマーシャル・ペーパーを次のとおり発行いたしました。

(1) 額面金額 (総額)	40,000百万円
(2) 発行価格 (総額)	39,958百万円
(3) 発行年月日	2020年4月1日、2020年4月8日
(4) 償還期限	2020年6月30日、2021年3月31日
(5) 利率	短期金融市場金利を勘案して決定した利率
(6) 担保等の有無	無担保・無保証

収益認識に関する注記

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(1) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に卸売、小売、製造・加工を通じた木材・建材等の販売、分譲住宅等の販売が含まれ、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(2) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には、主に戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(3) サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に木材・建材等の代理取引に係る手数料、戸建住宅・集合住宅等の保証サービスに係る手数料、不動産の管理・仲介に係る手数料等が含まれ、これらの取引は契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

計算書類

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資 産計 合	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰 上 償 還 損 益			
		資本 準備金	その 他 資本 剰余 金	利 益 準 備 金	特 別 償 却 準 備 金	其 他 利 益 準 備 金	別 途 積 立 金							繰 越 利 益 剰 余 金
当期首残高	32,752	31,692	259	2,857	48	1,715	140,923	24,199	△286	234,160	25,236	741	135	260,273
会計方針の変更による累積的影響額								△5,568		△5,568				△5,568
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,752	31,692	259	2,857	48	1,715	140,923	18,631	△286	228,592	25,236	741	135	254,704
事業年度中の変動額														
新株の発行	26	26								52				52
新株の発行（新株予約権の行使）	8	8								15				15
特別償却準備金の取崩					△24			24		—				—
別途積立金の積立							13,254	△13,254		—				—
剰余金の配当								△7,297		△7,297				△7,297
当期純利益								12,962		12,962				12,962
自己株式の取得									△2	△2				△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											△8,126	1,769	△15	△6,372
事業年度中の変動額合計	34	34	—	—	△24	—	13,254	△7,565	△2	5,731	△8,126	1,769	△15	△641
当期末残高	32,786	31,726	259	2,857	24	1,715	154,177	11,066	△287	234,323	17,110	2,510	120	254,063

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの … 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法による原価法を、未成工事支出金、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は個別法による原価法を採用しております。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 完成工事補償引当金
完成工事に係る補修費支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括処理しております。
- (6) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、外貨建取引の振当処理をヘッジ対象の貿易取引等に適用しております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段

為替変動リスクに対し、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。

金利変動リスクに対し、金利スワップ取引を利用しております。

(3) ヘッジ対象

社内管理規程に定められた方針に基づき、予定取引を含む貿易取引等の一部及び金利変動リスクのある借入金等をヘッジの対象としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引及び通貨スワップ取引については、ヘッジの有効性が高いと認められるため、有効性の評価については省略しております。

金利スワップ取引については、特例処理適用につき、有効性の評価については省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

主に木材建材事業における国内流通事業に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 工事契約に係る収益認識

住宅・建築事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、工期がごく短い工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 保証サービスに係る収益認識

住宅・建築事業において戸建住宅等の工事契約又は販売契約に基づき、引渡後の無償点検サービスを顧客に提供しております。従来は、当該サービスについて収益を認識しておりませんでした。戸建住宅等の引渡しに係る履行義務と当該サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当事業年度の売上高が225,189百万円、売上原価が228,517百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ4,733百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が5,568百万円減少しております。

追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の広がり、当社の事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。

このため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、計算書類等作成時に入手可能な情報に基づき、翌事業年度にわたり影響が生じるとの一定の仮定を置いて最善の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産

(1) 担保提供資産

投資有価証券	11,643百万円
関係会社株式	1,102
関係会社長期貸付金	122
その他	1,013
合計	13,879

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	27百万円
長期借入金	200
合計	226

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,462百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,306百万円

4. 保証債務

(1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証

Sumitomo Forestry America, Inc.	25,897百万円
荏田バイオマスエナジー(株)	10,578
Sumitomo Forestry Australia Pty Ltd.	4,163
Sumitomo Forestry (Singapore) Ltd.	2,895
Vina Eco Board Co., Ltd.	1,908
PT. Kutai Timber Indonesia	1,205
八戸バイオマス発電(株)	1,000
住林香港有限公司	303
川崎バイオマス発電(株)	285
PT. Sumitomo Forestry Indonesia	180
みちのくバイオエナジー(株)	133
株住協	72
住友林業(大連)商貿有限公司	12
住協ウインテック(株)	2
スミリンフィルケア(株)	0
合計	48,635

(2) その他の金融機関からの借入金等に対する保証

住宅・宅地ローン適用購入者	29,064百万円
---------------	-----------

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	38,856百万円
短期金銭債務	60,357
長期金銭債務	725

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15,998百万円
仕入高	125,610
営業外収益	
受取利息	239
受取配当金	10,289
その他	176
営業外費用	68

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	286,358株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,462百万円
賞与引当金	2,164
販売用不動産等評価損	358
退職給付引当金	3,970
関係会社事業損失引当金	791
関係会社株式評価損	6,148
投資有価証券・ゴルフ会員権評価損	1,978
完成工事補償引当金	596
その他	7,547
繰延税金資産小計	26,014
評価性引当額	△11,467
繰延税金資産合計	14,547
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立金	757百万円
退職給付信託設定益	1,168
その他有価証券評価差額金	7,431
その他	3,218
繰延税金負債合計	12,574
繰延税金資産純額	1,973百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△19.8%
住民税均等割	1.3%
評価性引当額	△0.2%
その他	2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8%

関連当事者との取引に関する注記

関係会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科目	事業年度末 残高 (注) 4
子会社	住友林業ホームエンジニアリング(株)	直接 100.0%	資材の有償支給・ 戸建住宅の施工 役員の兼任	当社戸建住宅 の施工(注) 1	79,691	未収入金 工事未払金	23,650 20,680
子会社	住友林業ホームテック(株)	直接 100.0%	住宅のアフターメン テナンス 役員の兼任	余剰資金の預り (注) 2	—	預り金	14,205
子会社	Sumitomo Forestry America, Inc.	直接 100.0%	役員の兼任	債務保証(注) 3	25,897	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注) 2 グループ内資金の一元管理を目的とするものであり、取引が反復的に行われていることから、取引金額の記載は行っておりません。

(注) 3 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。

(注) 4 取引金額には消費税額等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税額等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,391円73銭
1株当たり当期純利益金額	71円05銭

重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

連結計算書類の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。